

杉並区登録一時保護委託者の登録等に関する規則を公布する。

令和8年10月29日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第119号

杉並区登録一時保護委託者の登録等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、登録一時保護委託者（法第33条第1項第1号に規定する登録一時保護委託者をいう。以下同じ。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第34条の2第1項及び児童福祉法施行規則第36条の4第1項の申請書は、登録一時保護委託者登録申請書（第1号様式）によるものとする。

(決定の通知等)

第3条 区長は、登録一時保護委託者の登録を決定をしたときは登録一時保護委託者登録決定通知書（第2号様式）により、登録しないことを決定したときは登録一時保護委託者登録却下通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(登録一時保護委託者登録簿)

第4条 法第34条の2第5項の登録一時保護委託者登録簿は、第4号様式によるものとする。

(変更の届出)

第5条 法第34条の23の規定による届出は、登録事項変更届（第5号様式）により行うものとする。

(登録の取消し)

第6条 区長は、法第34条の25第4項及び第5項の規定による登録の取消しを行ったときは、登録一時保護委託者登録取消通知書（第6号様式）により通知するものとする。

(消除の申出)

第7条 児童福祉法施行規則第36条の51の規定による登録の消除の申出は、登録一時保護委託者登録消除申出書（第7号様式）により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、登録一時保護委託者の登録等に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年11月1日から施行する。

登録一時保護委託者登録申請書

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

メールアドレス

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

登録一時保護委託者の登録を受けたいので、児童福祉法第34条の2第1項の規定により
下記のとおり関係書類を添えて申請します。また、登録を申請するに当たって、同条第4項各
号の規定に該当しないことを誓約します。

記

- 1 職員の定数及び職務の内容（別紙のとおり）
- 2 主な職員の氏名及び経歴（別紙のとおり）
- 3 一時保護を行う施設の名称及び所在地

（添付書類）

- 1 定款その他の基本約款（登録申請者が個人である場合を除く。）
- 2 杉並区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例で定める基準に適合していることを
証する書類

年 月 日

登録一時保護委託者登録決定通知書

様

杉並区長



年 月 日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録の申請については、児童福祉法第34条の2第2項の規定により下記のとおり登録することに決定したので通知します。

記

登 録 年 月 日	
登 録 番 号	
氏名（法人の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
住所（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地）	
一時保護を行う施設の名称	
一時保護を行う施設の所在地	

却

(第

1

2

3

日

年 月 日

登録一時保護委託者登録却下通知書

様

杉並区長

印

年 月 日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録の申請については、下記の理由により登録しないことに決定したので通知します。

記

却下の理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内の間、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができなくなります。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求することや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

登録一時保護委託者登録簿

登録番号	第 号		登録年月日	年 月 日
	申請年月日 年 月 日		消除年月日	年 月 日
氏名 〔法人の場合は、 法人名及び代表者氏名〕				
住所 〔法人の場合は、 主たる事務所の所在地〕	電話番号			
一時保護を行う 施設の名称				
一時保護を行う 施設の所在地	電話番号			
職員の定数 及び職務の内容	定数	人	職務の内容	
主な職員の 氏名及び経歴	役職名	氏 名	経歴	
備 考				
登録事項の変更履歴	変更事項	変更年月日	変更内容	

第5号様式（第5条関係）

登録事項変更届

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

メールアドレス

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日第 号により登録を受けた事項について、下記のとおり
変更するので、児童福祉法第34条の23の規定により届け出ます。

記

- 1 一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 2 変更の内容
- 3 変更予定年月日
- 4 変更理由

備考 変更する日の2週間前までに届け出てください。

年 月 日

登録一時保護委託者登録取消通知書

様

杉並区長



児童福祉法第34条の25（第4項 第5項）の規定により、登録一時保護委託者の登録を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 2 取消年月日
- 3 取消しの理由

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、杉並区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内の間、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区長となります。）、処分の取消の訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができなくなります。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求することや処分の取消の訴えを提起することが認められる場合があります。

日

登録一時保護委託者登録消除申出書

年 月 日

杉並区長 宛

住 所

氏 名

連絡先

電話番号

メールアドレス

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

登録一時保護委託者に係る登録の消除をしたいので、児童福祉法施行規則第 3 6 条の 5 1 の規定により下記のとおり申し出ます。

記

- 1 一時保護を行う施設の名称及び所在地
- 2 登録消除の理由
- 3 登録消除年月日
- 4 現に一時保護を行っている児童に対する措置

印

を取り

して 3

日から
区長と

裁決が

求に対
や処分

の審査
求する

